

事業所連合会ニュース

2010(平22)年1月19日発行

特定非営利活動法人 全国精神障害者就労支援事業所連合会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-23-13

T E L 03-3368-9290 / F A X 03-3362-9377

e-mail: info@vfoster.org

第12号

【添付資料】

- 平成21年度精神障害者中央就業セミナー【開催案内】資料1
 要望書「精神障害者の雇用・就労をより一層進める 精神障害者社会適応訓練の協力事業所活用に関する要望書」資料2
 平成22年度障害者雇用施策関係予算案のポイント資料3
 精神障害者の総合的な雇用支援の実施資料4

「働く精神障害者からのメッセージ発信事業」(厚生労働省委託事業)

全国6カ所でセミナー開催始まる

厚生労働省委託事業「働く精神障害者からのメッセージ発信事業」の一環として、「働く喜びを拡げよう～当事者からのメッセージ～」をテーマに、全国6カ所の会場で順次セミナーを開催します。

働く当事者、支援者、雇用主など各地趣向を凝らしたプログラムで皆様のご参加をお待ちしております。

参加申込書等の詳細は本会ホームページ (<http://vfoster.org/>) でもご案内していますのでご覧ください。周囲の皆様への呼びかけもよろしく願いいたします。

■ブロックセミナー

ブロック	開催日	会場・開催地
九州・沖縄ブロック	1月23日(土)	西南学院大学(福岡市)
近畿・東海ブロック	1月26日(火)	エル大阪南館(大阪市)
北海道・東北ブロック	2月6日(土)	一関市文化センター(岩手県一関市)
北関東・北信越ブロック	3月4日(木)	群馬県社会福祉総合センター(群馬県伊勢崎市)
中国・四国ブロック	3月6日(土)	きさいや広場(愛媛県宇和島市)

■中央就業セミナー 添付資料1参照

	開催日	会場・開催地
中央就業セミナー	2月25日(木)・26日(金)	OVTA海外職業訓練センター (千葉県千葉市:東京駅よりJR京葉線40分 ・「海浜幕張」駅下車徒歩10分)

また、本事業では、セミナー開催の他、啓発媒体の発行、ピア相談も実施しております。本年度の啓発媒体発行は、以前好評でした冊子『働く生活ストーリー』の第2弾として、『働く生活ストーリー2』を作成・配布いたします。既に全国から原稿応募をいただき、編集作業に入っております。お届けをお待ちください。

第2回理事会報告

去る11月28日、平成21年度第2回理事会を開催しました。また、理事会後、厚生労働省の担当係長をお招きし、今後の社会適応訓練事業について勉強会を行いましたので、概略をご報告いたします。

① 会費改定について

既に「平成21年度会費納入のお願い」（12月3日付）の際にご報告しましたとおり、福祉施策の状況をふまえ、下記のとおり「平成21年度暫定会費」を決定いたしました。併せて、今後の政局の動きを勘案しながら、本会の方針に基づいた会費の設定を、平成22年度を目処に行うことを決定しました。

【現行会費】（* 本年度6月改定）		→	【平成21年度暫定会費】（* 今回変更）		※当事者は、個人会費・賛助会費とも半額
種別	会費		種別	会費	
個人会費	10,000円		個人会費	10,000円	
賛助会費	2,000円*		賛助会費	2,000円	
団体会費	30,000円		団体会費	20,000円*	
団体賛助会費	20,000円		団体賛助会費	20,000円	

なお、まだお振込み手続きのお済みでない方はお手数ですがよろしくごお願い申し上げます。また、ご不明点等がある場合は、事務局までご連絡をお願いいたします。引き続き会員の拡大を行っております。皆様には職親以外の方々にもお声掛けをお願い致します。

② 勉強会について

厚労省担当係長を囲み、これからの社会適応訓練事業について勉強会を行いました。政権が民主党に変わり、障害者自立支援法も廃止という方針が打ち出されたばかりの時期で、まだ国の全体方針が見えず、社会適応訓練事業の今後もわからないということでした。このような中で制度を残していくには、他のサービスとの違いをはっきり区別し、シンプルにわかりやすくすることが必要とのことでした。

各方面へのヒアリングも始まっており、今後の政府の制度改革推進本部の動きから目が離せません。

厚労省へ「精神障害者社会適応訓練の協力事業所活用に関する要望書」を提出

添付資料2参照

上記勉強会の内容等をふまえ、本会の考えを『精神障害者の雇用・就労をより一層進める 精神障害者社会適応訓練の協力事業所活用に関する要望書』にまとめ、1月19日に厚生労働大臣ならびに担当課長に提出しました。

平成22年度障害者雇用施策関係予算案 **添付資料3、4参照**

来年度予算案が出されました。総額は約212億円で、前年にくらべ9億円程度増額となっています。「精神障害者雇用安定奨励金（仮称）」等の企業への奨励金の新設もありますので、資料3、4をあわせてご確認ください。

理事長が第10回ヤマト福祉財団小倉昌男賞を受賞しました

本会理事長 大場俊孝氏が、「第10回ヤマト福祉財団 小倉昌男賞」を受賞しました。(株)大場製作所、特定非営利活動法人栗原市障害者就労支援センターNPOステップアップにおける、訓練から雇用への段階を考えた取り組みが認められたもので、12月4日に東京で贈呈式ならびに受賞祝賀会が開催されました。

詳しくは、財団法人ヤマト福祉財団のホームページ (<http://www.yamato-fukushi.jp>) をご覧ください。

「こころのボイスマガジンきっと元気+」（ラジオ番組）放送中

◎ラジオNIKKEI第1（短波）毎月第1・第3土曜日：20時～20時30分（第2・第4土曜日は同時間帯で再放送）

◎インターネット <http://medical.radionikkei.jp/kitto/>（いつでも好きな時間に聴くことができます）

事業所連合会ニュースについて

今回のニュースは、各都道府県職親連合会、当会会員の皆さまに送付しております。

内容・発行形態等何でも結構ですから、ご意見ご要望をお聞かせください。（担当；桶谷）

※事業所連合会のホームページ (<http://vfoster.org>) も併せてご覧ください。

平成22年1月19日

厚生労働大臣 長妻 昭 様
精神・障害保健課長 福田祐典 様

特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会

理事長 大場 俊孝

精神障害者の雇用・就労をより一層進める 精神障害者社会適応訓練の協力事業所活用に関する要望書

貴職におかれましては、精神障害者の福祉・労働施策の発展にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

当会は、精神障害者社会適応訓練事業に協力して当事者の方たちを職場に受け入れてきた小規模な民間企業で構成する団体です。社会適応訓練事業に協力する一方で、働く意欲と能力があるにもかかわらず就労できない精神障害者の現状を、少しでも前進させるために全国組織を結成し、貴省からの委託事業による研修会を開催するなどの活動を行っております。

さて、精神障害者社会適応訓練事業は、昭和57年に国の補助事業として始められた「通院患者リハビリテーション」にその起源を有していますが、それ以前から各県で職親事業として展開しておりました。同事業は民間企業を活用した実際の職場での訓練であり、医療と連携し精神障害者に特化しているという点で、わが国で唯一の精神障害者のための社会的リハビリテーションであり、同時に実践的職業リハビリテーション事業としても、長らく精神障害者の就労支援においても中心的役割を果たしてきました。

厚労省精神・障害保健課による調査でも、修了者の就職率が、かつて一般財源化される前の平成10年調査では5割、平成20年の調査でも約3割という実績を上げております。

このような意義のある社会適応訓練事業が、平成15年に一般財源化され、自立支援法上の位置づけもないまま、都道府県・政令市の単独事業として継続されていますが、多くの自治体において予算縮小の傾向にあり、我が国の精神障害者施策の方向に逆行するような動きが顕著です。当連合会では今後の社会適応訓練事業、ひいては精神障害者の就労促進策の行方をたいへん憂慮しております。

精神障害者の就労・雇用の実を従来以上に挙げるためには、全国に約6,800か所ある社会適応訓練事業の協力事業所(=職親事業所)を活用することこそが必要不可欠と考えます。

つきましては、社会的リハビリテーションと職業的リハビリテーションの側面を併せ持つ社会適応訓練事業をより使いやすく再構築し、来るべき障がい者総合福祉法に正しく位置づけられ、同時に実績ある本事業の協力事業所の有効活用をはかられますよう、下記によりお願いいたします。

記

1. 精神障害者社会適応訓練事業を障害者自立支援法および仮称・障がい者総合福祉法に位置づけてください
- 入院患者もこの制度を利用できるようにしてください
3. 利用者の意欲向上のため訓練手当での支給を可能にしてください
4. 他の事業との組み合わせを可能にしてください
5. 保健所だけでなく就業・生活支援センターでも窓口業務ができるよう提案します
6. 利用にあたって福祉サービス事業所と連携できる仕組みにしてください
7. 社会適応訓練事業所（＝職親事業所）のOBなどジョブコーチ的な職場の指導者を障害者の育成に配置できる仕組みにしてください
8. 現在行っている社会適応訓練事業所を対象にした研究会・研修会を継続してください
9. 事業の充実をはかるためには支援を統一した内容で実施するマニュアルが必要です。このマニュアルの作成に当たって、精神障害者の育成・職場定着に豊富な経験と実績を持つ当会に委託してください（当事者・支援機関・事業所による定期的評価会議（ケア会議）の義務化など）
10. 都道府県・政令市に下記の指導を実施してください。
 - ① 精神障害者社会適応訓練事業の広報・普及、協力事業所の開拓
 - ② 協力事業所の啓発・研修、他の支援機関との連携のため、連絡会など事業所の会の育成・組織化をはかること
 - ③ 協力事業所の有効活用をすすめるため、登録事業所情報を福祉サービス事業所等に限定して開示すること
 - ④ 「障害者福祉計画」の中に精神障害者の職親事業所の活用を明記すること
 - ⑤ 障害者自立支援協議会の中に職親事業所を加えること

連絡先：〒169-0075新宿区高田馬場4-23-13

TEL03-3363-9290／FAX03-3362-9377

担当者 金子 鮎子

平成22年1月19日

厚生労働大臣 長妻 昭 様
障害者雇用促進課長 奈尾基弘 様

特定非営利活動法人全国精神障害者就労支援事業所連合会

理事長 大場 俊孝

精神障害者の雇用・就労をより一層進める 精神障害者社会適応訓練の協力事業所活用に関する要望書

貴職におかれましては、精神障害者の福祉・労働施策の発展にご尽力いただき、心から感謝申し上げます。

当会は、精神障害者社会適応訓練事業に協力して当事者の方たちを職場に受け入れてきた小規模な民間企業で構成する団体です。社会適応訓練事業に協力する一方で、働く意欲と能力があるにもかかわらず就労できない精神障害者の現状を、少しでも前進させるために全国組織を結成し、貴省からの委託事業による研修会を開催するなどの活動を行っております。

さて、精神障害者社会適応訓練事業は、昭和57年に国の補助事業として始められた「通院患者リハビリテーション」にその起源を有していますが、それ以前から各県で職親事業として展開しておりました。同事業は民間企業を活用した実際の職場での訓練であり、医療と連携し精神障害者に特化しているという点で、わが国で唯一の精神障害者のための社会的リハビリテーションであり、同時に実践的職業リハビリテーション事業としても、長らく精神障害者の就労支援においても中心的役割を果たしてきました。

厚労省精神・障害保健課による調査でも、修了者の就職率が、かつて一般財源化される前の平成10年調査では5割、平成20年の調査でも約3割という実績を上げております。

このような意義のある社会適応訓練事業が、平成15年に一般財源化され、自立支援法上の位置づけもないまま、都道府県・政令市の単独事業として継続されていますが、多くの自治体において予算縮小の傾向にあり、我が国の精神障害者施策の方向に逆行するような動きが顕著です。当連合会では今後の社会適応訓練事業、引いては精神障害者の就労促進策の行方をたいへん憂慮しております。

精神障害者の就労・雇用の実を従来以上に挙げるためには、全国に約6,800か所ある社会適応訓練事業の協力事業所（＝職親事業所）を活用することこそが必要不可欠と考えます。

つきましては、社会的リハビリテーションと職業的リハビリテーションの側面を併せ持つ社会適応訓練事業をより使いやすく再構築し、来るべき障がい者総合福祉法に正しく位置づけられ、同時に実績ある同事業の協力事業所の有効活用をはかられますよう、下記によりお願いいたします。

記

1. 精神障害者の雇用・定着の実を挙げるには、その前段階として職業前実習の体験が欠かせないケースが殆どです。

知的障害者にとっての特別支援学校において、数回また長期にわたる職場実習が有効であるように、精神障害者にとっても雇用以前に、実際の職場でのかなり長期の実習から雇用に移行することが効果的であり、職場定着に結びついております。

これは、精神障害者の場合、新しい環境や仕事に馴染むことに強い不安・緊張を持ち、併せて自己評価のレベルアップにかなり時間のかかる障害の特性からくるものです。こうした特性を踏まえて、従来から安定した職業生活に入るための訓練制度として、「精神障害者社会適応訓練事業」（制度自体の目的とは別としても、雇用・定着の実績が高い）がありましたが、この事業及びその長年の経験ある協力事業所の有用性を、総合的見地から見直され、来年度から強化される「障害特性に応じた支援策の充実・強化」策においても活用してください。

（平成20年厚生労働省調査での19年度の全国登録数6,865、その事業利用数1,392）

- ① 精神障害者就職サポーターの配置が予定されていますが、各地の同サポーターの業務にその地域の社会適応訓練事業の利用状況ならびにその協力事業所の情報を活用することを加えること
- ② 同就職サポーターの配置にあたっては、カウンセリング機能だけでなく、職場経験豊かな柔軟性ある企業OBの活用すること
- ③ ①及び②をすすめることにより、個々のケースを軸とする医療・福祉関係機関とハローワーク及び雇用事業所間の連携の効果を挙げること

連絡先：〒169-0075新宿区高田馬場4-23-13

TEL03-3363-9290/FAX03-3362-9377

担当者 金子 鮎子

障害者に対する就労支援の推進

～平成 22 年度 障害者雇用施策関係予算案のポイント～

平成 21 年 12 月



厚生労働省
職業安定局 障害者雇用対策課
職業能力開発局 能力開発課

施策の概要

障害者雇用に関する状況をみると、平成20年度におけるハローワークの新規求職申込件数が過去最高となるなど、障害者の就労意欲の一層の高まりがみられる。

現在、障害者自立支援法の下、障害者がある能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援が進められるとともに、特別支援教育により、障害のある生徒等の自立や社会参加に向けた主体的な取組への支援も実施されており、福祉、教育の分野におけるこうした動向を踏まえ、障害者の希望や能力に応じて雇用の場を提供していく必要性が高まっている。

こうした中、政府としては、「経済財政改革の基本方針2008」（平成20年6月27日閣議決定）において「『新雇用戦略』の推進」の一環として、「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」（平成19年12月26日策定）に基づき、その就労による自立を図るとともに、平成20年12月19日に成立した中小企業における障害者雇用の促進等を内容とした改正障害者雇用促進法の施行により、障害者雇用に係る取組の充実を図ることとしている。

また、今般の景気後退を背景として障害者を取り巻く雇用情勢が悪化していることから、改正法の円滑な施行を図りつつ、安定的な障害者雇用の場を確保することや、障害特性に応じたきめ細かな就労支援を行うことが求められている。

平成22年度においては、上記の状況を踏まえつつ、

- ① 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化
- ② 障害の特性に応じた支援策の充実・強化
- ③ 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援
- ④ 障害者に対する職業能力開発支援の推進

を主要な柱に掲げ、障害者に対する就労支援の充実を図ることとする。

平成22年度予定額 21,232(20,396) 百万円

※括弧書きは前年度予算額

I 雇用、福祉、教育等の連携による地域の就労支援力の強化

1 ハローワークを中心とした地域の関係機関との連携による「チーム支援」の推進
[予定額 622(620) 百万円]

ハローワークが中心となって、地域の福祉施設、特別支援学校等の関係機関と連携した「障害者就労支援チーム」を編成し、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」を推進するとともに、「就職ガイダンス」等の実施により、ハローワークのマッチング機能の向上を図る。

2 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施

[予定額 3,820 (3,392) 百万円]

障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」について、全障害保健福祉圏域への設置に向け、設置箇所数の拡充等を図る。

(設置箇所数 247センター → 282センター)

3 障害者試行雇用事業の推進

[予定額 994 (1,072) 百万円]

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させて常用雇用へ移行するため、短期間の試行雇用（トライアル雇用）を実施する。

(対象者数 9,000人)

II 障害特性に応じた支援策の充実・強化

1 精神障害者の総合的な雇用支援の実施

[予定額 1,343 (1,150) 百万円]

(1) 精神障害者就職サポーターの配置

[予定額 353 (269) 百万円]

ハローワークにおける精神障害者のカウンセリング機能の充実・強化を図るため、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を「精神障害者就職サポーター」として配置する。

(2) 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の推進

[予定額 41 (41) 百万円]

医療機関等を利用している精神障害者を対象に、就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施し、医療から雇用への移行を促進する。

(3) 精神障害者の雇用促進のためのモデル事業の実施

[予定額 120 (190) 百万円]

精神障害者雇用の意欲はあるもののそのノウハウが十分でない企業において、精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を実施する。

(4) 精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進

[予定額 212 (203) 百万円]

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用を促進する。

(5) 精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設（新規）

[予定額 176 (0) 百万円]

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、更には職場定着を図る。

(6) うつ病等精神障害者の職場復帰のための総合支援事業（個別実践型リワークプログラム）の実施

[予定額 441 (446) 百万円]

精神障害者の職場復帰ニーズに対応するため、地域障害者職業センターにおいて、うつ病等休職者の職場復帰支援を実施する。

2 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

[予定額 404 (191) 百万円]

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進

[予定額 229 (118) 百万円]

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、ニーズや特性に応じた専門支援機関に誘導する等、きめ細かな就職支援を実施する。

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業の推進

[予定額 19 (10) 百万円]

発達障害者支援センターにおいて、医療、保健、福祉、教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を実施するとともに、発達障害者と支援者による体験交流会を開催する。また、事業主に対しては、発達障害者を知り、雇用のきっかけ作りを行うための体験型啓発周知事業を創設する。

(3) 発達障害者の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 156 (64) 百万円]

発達障害者を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、発達障害者の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

3 難病のある人の雇用促進のためのモデル事業

[予定額 125 (51) 百万円]

難病のある人を雇用し、適切な雇用管理等を行った事業主に対する助成を行うことにより、難病のある人の就労を支援するとともに、その雇用管理上の課題等の把握を行う。

4 チャレンジ雇用の推進

[予定額 256 (0) 百万円]

知的障害者等を都道府県労働局やハローワークにおいて非常勤職員として雇用し、1～3年の業務経験を踏まえた一般企業等への就職の実現を推進する。(170名)

Ⅲ 障害者雇用納付金制度の対象拡大等に対応した障害者雇用の一層の支援

1 障害者初回雇用（ファースト・ステップ）奨励金

[予定額 700 (750) 百万円]

改正障害者雇用促進法の施行を踏まえ、更に障害者雇用の取組を推進すべき中小企業のうち、これまで障害者雇用の経験のない中小企業に対して、初めて障害者を雇用した場合に奨励金（100万円）を支給し、雇用の促進を図る。

2 事業協同組合等雇用促進事業助成金

[予定額 15 (15) 百万円]

新たに設けられた事業協同組合等算定特例を活用した中小企業における障害者雇用の取組を促進するため、単独では障害者を雇用するだけの十分な仕事量を確保することが困難な複数が、事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を図る場合に、その取組に要した経費に対する助成を行う。

3 特例子会社等設立促進助成金

[予定額 825 (450) 百万円]

現下の厳しい雇用情勢の下、新たな特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立し、多数の障害者を雇用する場合には、助成金（10人以上雇用で3年間4,000万円等）を支給することにより、地域における安定的な障害者雇用の拡大を図る。

IV 障害者に対する職業能力開発支援の推進

1 民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

[予定額 1,824 (1,912) 百万円]

企業、社会福祉法人等の多様な委託先を活用し、様々な障害の態様やニーズを踏まえた職業訓練を実施するとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発機会を提供し、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

また、在職障害者を対象として、職場定着や職種転換に伴い必要となる職業訓練を実施する。
(対象者数 9,550人)

2 地域における職業能力開発推進基盤の強化

[予定額 191 (216) 百万円]

教育・福祉の実施主体である都道府県並びに政令指定都市の資源を有効活用することとし、職業訓練をより効果的・効率的に推進するための事業を実施する。

(実施箇所数 15自治体)

3 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

[予定額 3,846 (4,048) 百万円]

障害者職業能力開発校において、「職業訓練上特別な支援を要する障害者」に重点を置いた支援を実施するとともに、一般の職業能力開発校において知的障害者を対象とした訓練を推進し、身近な地域において職業訓練機会を提供する。

4 発達障害者に対する職業訓練の推進

[予定額 127 (179) 百万円]

一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練を推進する。

(実施箇所数 9か所)

精神障害者の総合的な雇用支援の実施

○精神障害者就職サポーターの配置

カウンセリングスキルの高い臨床心理士、精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーターをハローワークに配置。

(稼働予定)

21年度 13,214人日 → 22年度 16,829人日 (新規求職者の伸びに対応)

○医療機関と連携したジョブガイダンス事業の実施

デイケア等を利用している精神障害者で就労を希望する者、精神障害者退院促進事業の対象者のうち退院後就労の可能性の高い者を対象として、地域の医療機関等のニーズに応じハローワークが直接出向いて就職活動のノウハウ等を付与するジョブガイダンスを実施し、医療から雇用への移行を促進する。

○精神障害者雇用促進モデル事業の実施

精神障害者の雇用に取り組む意欲はあるものの、精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分ではない企業において、精神障害者の雇用を促進するため、精神障害者の障害特性に応じた職域開拓や支援体制の整備等に取り組むことにより、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築するためのモデル事業を、平成 21～22年度にかけて実施する(委託企業 10社程度)。

○精神障害者ステップアップ雇用奨励金の活用促進

精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用を促進する。

(対象者数)

21年度 670人 → 22年度 840人 (奨励金：25,000円/月)

「精神障害者グループ雇用奨励加算金」

(対象事業所数)

21年度 84事業所数 → 22年度 105事業所数 (加算金：25,000円/月)

○精神障害者雇用安定奨励金(仮称)

精神障害者の雇用の促進・安定を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の促進、更には職場定着を図る(別紙)。

精神障害者雇用安定奨励金（仮称）の創設

1 趣旨・目的

平成 17 年の法改正において精神障害者が実雇用率に算定可能となったが、平成 20 年 6 月 1 日現在の精神障害者の雇用状況は約 6,000 人とどまっており、雇用が促進されている状況とは言えない。

一方、精神障害者の平成 20 年度の新規求職者は約 3 万人と対前年度比で約 25% 増加している。また、障害者基本計画に基づく重点 5 か年計画において 56 人以上企業で雇用される精神障害者数を平成 25 年の調査時点には 1.5 万人と目標を設定しており、目標達成に向けた雇用促進に取り組む必要がある。

精神障害者の雇用促進については、従来から、ハローワークにおける精神障害者就職サポーターの配置や医療機関等と連携したジョブガイダンス事業を実施してきたところである。また、精神障害者の障害特性に配慮し、週 20 時間以上の常用雇用を目指すことのできる精神障害者ステップアップ雇用奨励金を活用するとともに、精神障害者の雇用及び職場定着のノウハウを構築する精神障害者雇用促進モデル事業を実施しているところである。

しかしながら、精神障害者の雇用が大きく進展しない背景には、企業においてうつ病等の精神障害を有する労働者が増加傾向にあり、このことが精神障害者の新規雇用に踏み切れない要因の 1 つとなっている。また、在職中の精神障害者に対する職場定着を確実にするためには、企業内において精神障害について理解したうえで、精神障害者と共に働くことのできる労働者を確保する必要がある。このため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりに努めた企業に対する奨励金を創設し、精神障害者の一層の雇用促進、さらには職場定着を図るものとする。

2 事業内容

以下の（1）から（4）に該当する事業主に奨励金を支給するものとする。

- （1）精神障害者の職場定着に資するため、精神障害者に対するカウンセリングの実施、職場の上司・従業員に対する精神障害に関する理解促進や精神障害者に対する業務の指示方法等の助言、精神障害者と事業主の間の雇用管理面での調整等の業務を行う精神保健福祉士等の有資格者を新たに雇用又は委嘱した場合

- ・支給額：新規雇用した精神保健福祉士等 1 人当たり 年 180 万円（半年ごとに支給）
委嘱した精神保健福祉士等 1 人当たり 1 回 1 万円（24 回まで、半年ごとに支給）
- ・対象事業所数：新規雇用 200 事業所、委嘱 300 事業所
- ・対象事業主：精神障害者を 1 人以上新規雇用する事業所。精神保健福祉士等を雇用又は委嘱した日の前後 3 か月以内に精神障害者の新規雇用が条件。

- （2）精神障害者の雇用及び職場定着に係る業務を行う専門人材を育成するため、労働者に精神保健福祉士又は臨床心理士の資格を取得する講習を受講させた場合

- ・受講に要した費用の 2/3 を助成（上限 50 万円）
- ・対象事業所数：100 事業所
- ・対象事業主：精神障害者を 1 人以上新規雇用する事業所

- （3）精神障害者の職場定着等のため精神障害について理解を深め、ともに働く労

働者として必要な精神障害に関する知識を習得する講習を実施した場合又は外部機関が実施する精神障害者雇用に資する講習を受講させた場合

- ・支給額：講習に要した費用の1/2を助成（5万円を上限）
- ・対象件数：600件（1事業所あたり5回を上限）
- ・対象事業主：精神障害者を新規雇用し又はうつ病等休職者を復帰させる事業主。ただし、初回に限り精神障害者を雇用している事業主も対象とする。

(4) 在職精神障害者を他の精神障害者に対する相談や精神障害者が働きやすい就業規則の作成に対する助言等を行う担当者として配置し、精神障害者が働きやすい職場環境の整備を図った場合

- ・支給額：在職精神障害者を職場環境整備に資する業務担当者として配置
25万円
- ・対象件数：150件（1事業所あたり3人を上限）
- ・対象事業主：精神障害者を新規雇用し又はうつ病等休職者を復帰させる事業主